

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 28 日

住宅用家屋証明書発行部局 御中

国土交通省住宅局住宅企画官付

特定認定長期優良住宅に係る住宅用家屋証明書の発行業務の適正な実施について

長期優良住宅認定通知書偽造事案の発生を受け、特定認定長期優良住宅に係る住宅用家屋証明書の発行業務に当たって確認すべき事項等について、別添のとおり、改めてとりまとめました。

特定認定長期優良住宅に係る住宅用家屋証明書の発行業務の適正な実施について、平成 23 年 1 月 21 日及び平成 24 年 9 月 28 日付事務連絡により貴職あてをお願いしているところではありますが、貴職におかれましては、再発防止策につき長期優良住宅認定部局と調整し、当該証明書の発行申請に際して提出される長期優良住宅認定通知書(原本)が正規に発行されたものであること及び長期優良住宅等認定部局が持つ認定物件情報の提供を受け正規に認定を受けていることを確認する等、当該証明書の発行業務の適正な実施に向けご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、同趣旨の事務連絡を、長期優良住宅法所管行政庁連絡協議会あてに送付していることを申し添えます。